

決 議 書

令和 7 年 7 月 3 日

全国認定農業者協議会

「全国認定農業者協議会」は、各県認定農業者組織の活性化及び全国的な課題の国との協議などを通じて、地域農業の発展に貢献するよう活動している。

昨年6月に四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」や今年度4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、我々認定農業者は離農する経営の受け皿として食料安全保障の確保に寄与すべく、一層の生産性向上や付加価値向上、経営管理向上等に努めていく所存である。

また、各市町村において策定された地域の農地の将来像をあらわす「地域計画」の実行においては、多くの地域で受け手不足が最大の課題となっており、効率的かつ安定的な農業経営を営む中心的存在たる「認定農業者」のさらなる経営改善と次世代への経営継承が求められる。

このため、各地の農業者にとって認定農業者制度がより魅力的になり、真に経営改善に資するとともに持続的な農業経営を実現できるよう、我々の活動強化を図るため、国は下記の事項に取り組むよう求める。

1. 認定農業者制度を活用した更なる経営改善の後押し

（１）認定農業者の組織化推進と活動強化の支援

認定農業者の意向を集約し、地域農業のあり方や国の施策をより望ましい方向へ展開させるため、国による積極的な都道府県段階での認定農業者の組織化推進と、全国組織を含めた活動の支援・助成をすること。

加えて、市町村段階の認定農業者組織への予算の補助などで体制を強化し、個々の認定農業者に適した情報提供や、各地での継続的な研修の実施などができるようにすること。

（２）認定農業者制度のメリット再構築

認定農業者制度の価値を更に高めるため、認定農業者の支援策について、更なる充実を検討すること。その際は、認定農業者の意見を最大限汲み取った政策を展開すべく、認定農業者組織に対して十分な意見聴取をする等、認定農業者と国との相互理解醸成を図りながらボトムアップによる施策構築をすること。

また、担い手の中心である「認定農業者」と「多様な農業者」をその役割や特性で明確に分け、「認定農業者」がメリットを受けられる仕組みとすること。

（３）農業経営改善計画の実効性確保のための経営支援の実施

農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営改善を進めようとする農業経営改善計画を市町村等が認定しているが、計画の作成・更新が形骸化し、経営発展との結びつきが弱まっていることや更新辞退が増加している。

認定された目標が確実に達成できるよう、都道府県農業経営・就農支援センター等の支援機関が核となり、目標達成状況等を踏まえて支援対象者を掘り起こし、経営改善に向けたフォローアップを随時行うような伴走支援を推進すること。

また、農業経営改善計画に沿って導入する農機具等に関して、補助事業をポイント制でなく、更新時等の必要な時期に採択されるよう運用すること。

2. 食料安全保障を確立するための支援拡充等

（１）食料安全保障を確立するための予算拡充

改正食料・農業・農村基本法や基本計画に基づき、我々認定農業者は中核的な存在として農業生産に取り組む所存である。食料安全保障の観点からも、地域農業の維持・発展のため、農業者の減少等による離農農地の引受けが円滑になされるとともに、生産性向上の取組が不可欠である。

そうしたなかで、農地の大区画化等の基盤整備や効率的な機械導入や品種改良、栽培方式の革新等の取組について一層の支援を講じるための重点的な予算を確保すること。

（２）基本計画における若い担い手確保目標の実現と認定農業者支援の連携

基本計画において、2030年までに49歳以下の担い手4.8万人を維持するという野心的な目標を掲げた。一方、認定農業者の約4割は65歳以上であり経営継承期を迎えている。

認定農業者が次世代に経営継承する際、機械・設備の更新が大きな負担となっていることから、円滑な経営継承が行われるよう特に親元就農にかかる支援事業の拡充を図ること。また、経営継承問題を基本計画の若い担い手確保対策と連携させ、新規就農対策と認定農業者の支援を直結化させるなど対策を具体的に強化すること。

加えて、若手を中心とした担い手の離農を防ぐ観点からも、担い手が確立した経営方針・戦略を立てられるように、長期的な農業政策を推進すること。

（３）中山間地域等の振興ならびに支援拡充

中山間地域等で農業生産活動の継続が図られるように、平坦地とは地域事情が異なることを配慮した中山間地域振興施策の継続と支援拡充を図ること。

また、荒廃農地解消施策においても、中山間地域の立地条件の実情を考慮したものとする。

加えて、鳥獣被害が離農の誘発と新規参入の阻害に繋がっているため、鳥獣害対策を強化すること。

（４）みどりの食料システム戦略に基づく環境負荷低減への取組への配慮

環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて、農業者に過度な負担とならないようにすること。

環境負荷低減の取組を助長するために、有機栽培等の栽培技術の早期確立に向けた普及指導体制の強化、消費者の理解醸成を推し進めること。

３．農畜産物の合理的な価格形成等による持続可能な農業経営の実現

（１）合理的な費用を考慮した価格形成の早期実現

飼肥料等の生産資材の長期にわたる高騰の影響を受け、非常に深刻な状況が続いていることから、合理的な費用を考慮した価格形成の実現に向けた環境整備を早急に構築すること。

（２）価格転嫁に関する国民理解の醸成

合理的な費用を考慮した価格形成を実現するには、国民の農業理解を増進することが不可欠だが、現状は農業者の売りたい水準と消費者の買いたい水準にギャップがある。そのため、国民に対する理解醸成にかかる広報活動について十分な予算を確保し、継続的かつ積極的な活動を展開し、消費者が国産農畜産物を選択するなどの行動変容を促す働きかけを積極的に行うこと。

（３）持続可能な経営を実現するための生産資材高騰対策

外部環境の影響による急激な飼肥料等の生産資材高騰に対しては、十分な価格転嫁が厳しいため、これまでに実施した価格高騰対策について、対象や助成額を強化したうえで継続をすること。

４．地域計画の実行・ブラッシュアップに関する支援

（１）地域計画における認定農業者の位置付けについて

令和７年３月末に全国で約２万の地域計画が策定されたことを受け、国は地域計画の分析・検証を行っているが、認定農業者、認定新規就農者のすべてが地域計画に位置付けられているか確認すること。

地域計画に位置付けられていない認定農業者、認定新規就農者がいた場合は、国はそれらの者の意向を踏まえ、市町村に対してもれなく位置付けられるよう強く指導すること。

その際、他市町村に住所がある認定農業者が地域計画に位置付けられているか留意すること。

（２）地域計画の実行段階における認定農業者の意見の反映

地域計画の実行ならびにブラッシュアップに関しては、認定農業者の農業経営改善計画の目標達成に資することが重視されるようにすること。特に、所得目標の達成や後継者確保など持続的経営が可能な受け手の意向を最大限配慮すること。

（３）地域計画の実現に向けた支援

目標地図に位置づけられた認定農業者が、弊害なく営農継続できるように幅広い支援を行うこと。

また、地域計画実現に向け、基盤整備が不可欠であり、簡易・小規模な整備も含めたきめ細かな整備支援を推進すること。

加えて、地域計画に基づいた規模拡大に伴う設備投資について、補助対象資産を幅広く認めること。